

# 平成20年度 NEDO事業者 説明会資料

～ 国公立大学法人、独立行政法人等向け ～



## ○説明会実施日

東 京:平成20年9月11日(木)	於:NEDO技術開発機構日比谷オフィス
名古屋:平成20年9月17日(水)	於:名古屋ダイヤビルディング
大 阪:平成20年9月18日(木)	於:NEDO技術開発機構関西支部
札 幌:平成20年9月25日(木)	於:R&Bパーク札幌大通サテライトHiNT
福 岡:平成20年9月26日(金)	於:福岡商工会議所
仙 台:平成20年9月29日(月)	於:メルパルク仙台

# NEDO事業者説明会

## (国公立大学法人、独立行政法人等向け)

### 主な改正点

I. 中間年度末の標準的締め日の変更について .....	(資料1)	1
------------------------------	-------	---

#### < 参 考 >

契約期間及び助成金等の交付決定期間の標準的終了日の変更について .....		2
---------------------------------------	--	---

### 20年度より導入した制度 紹介

II. 「率専従」の導入について .....	(資料2)	3
Q & A .....		7

### お知らせ

III. 再委託契約等の締結及び検査実施に際しての留意点について ...	(資料3)	10
--------------------------------------	-------	----

#### <参考資料>

- ・ 「NEDO事業を行う大学・独立行政法人等研究機関の皆様へ  
研究開発等の適正な実施に向けて」  
－研究者・事務局の方の遵守事項－

#### <委託研究に係わる問合せ先>

ご質問、ご意見などは、こちらにお寄せください。

*E-mail: [helpdesk@nedo.go.jp](mailto:helpdesk@nedo.go.jp)*

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー16階

NEDO技術開発機構 検査・業務管理部

TEL:044-520-5130 FAX:044-520-5133

## 中間年度末の標準的締め日の変更について

(年度における経費計上期間を今年度から変更します)

従来まで、当機構におきましては、当該年度内に検査を行った費用のみを、当年度費用として計上してまいりました。このため、独法化以降、委託事業及び助成(補助)事業での複数年度契約・交付決定案件においては、検査に必要な期間を勘案し、「3月20日」を中間年度末の標準的な締め日として、この日迄に発生した経費を委託先・助成先の方々から当機構宛に申告して頂き、年度内に検査を行ってまいりました。

この方式に関し、委託先・助成先の方々から、「3月分の月額経費を日割りにしなければならないので煩雑だ」、「他の資金配分機関と同じように対応して欲しい」という改善要望を頂いており、改善に向けて、機構内部で検討を重ねると共に、監査法人等との議論を続けてまいりました。

その結果、事業者の皆様からの要望であることに鑑み、年度の途中ではありますが、費用計上について変更させて頂く事としましたので、ご理解の程よろしくお願い致します。

### 《変更点》

(変更前) 年度末の標準的締め日は 3月20日 とし、原則として 検査は年度内に実施



(変更後) 年度末の締め日は 3月31日 とし、原則として 検査は4月上旬迄に実施

### 1. 具体的なスケジュールについて

#### (1) 複数年度契約・交付決定で20年度末が中間年度末の場合

4月末に支払を完了するために、標準的なスケジュールは次のとおりとなります。

- ① 4月3日迄・・・3月31日付の実績報告書・中間年報、支払請求書を提出  
(費用は21年3月末日分まで計上することができます)
- ② 4月1日～10日・・・年度末中間検査の実施(主に当機構内で実施)  
(検査の結果次第では、支払請求書を再提出して頂く場合があります)
- ③ 4月24日・・・支払予定

※実績報告書や支払請求書の提出が遅れた場合、4月末に支払うことは出来ません。

(2) 20年度末で契約期間・交付決定期間が終了する場合

契約期間等の終了日が3月20日の場合、従前通り、次のスケジュールとなります。

- ① 3月25日迄・・・3月20日付の実績報告書を提出  
(＊3月20日迄の発生経費を計上)
- ② 3月21日～31日・確定検査の実施（主に当機構内で実施）
- ③ 4月6日前後・・・当機構から確定通知書の発出
- ④ 4月10日迄・・・支払請求書の提出
- ⑤ 4月24日・・・支払予定

## 2. 留意点について

- ① 年度末中間検査の方式については、当機構担当部から具体的な内容を連絡しますので、その指示に従って下さい。（対面検査 or 書面検査、用意すべきエビデンス等）
- ② 年度末中間時においては、実績報告書・中間年報と一緒に支払請求書も添えて提出して頂きます。ただし、年度末中間検査により支払金額に変更が生じた場合には、金額を修正した支払請求書を改めて提出して頂く必要があります。
- ③ 実績報告書や支払請求書の提出時期が遅れたり、書面上訂正する必要が生じた場合、4月末に支払を行うことが困難となり、5月以降となってしまう点はご了承下さい。なお、迅速な処理の関係上、極力、実績報告書等は速やかに提出して頂ければ幸いです。

### －参考－

#### 契約期間及び助成金等の交付決定期間の標準的終了日の変更について

従来、契約期間及び助成金等の交付決定期間の標準的な終了日についても、「3月20日」としていたところですが、上掲の整理を踏まえると共に、研究開発成果の早期具現化の一助とするため、原則として「2月末日」とします。

（但し、研究開発業務を完遂するために、3月末日までの期間を必要とする場合は、その限りではありません。この場合、3月分の経費については、極力、固定費や義務的経費の計上に留めて頂くこととなります。）

なお、本件につきましては、混乱を避けるために、平成21年度以降に実施する新規契約・交付決定案件から適用することと致します。

# 「率専従者」の導入について

## (委託事業のみ・20年度試行)

裁量労働制が適用されている研究者等を対象に、「率専従」を試行的に実施しております。現行の専従制度である「期間専従」、「日専従」に新たに追加したものです。事業者の労務管理実態に対応し、研究者がより研究に専念できる環境づくりを目指します。

### (1) 事業従事率制度の概要

適用事業者としての登録を行っていただいた上で、NEDO 事業に参画する研究員を「率専従者」として登録し、契約時において各研究員の NEDO 事業における従事率を取決めます。事業期間中は、月毎に提出いただく「従事月報」にて進捗状況・内容の確認を適宜行い、検査時等においては、従事月報の記載内容を判定、実施計画書に沿った業務が行われていたことを確かめます。内容の適切性が確認できれば、基本的には契約時に取決めた従事率にての労務費額の計上を行います。

### (2) 対象者

#### 裁量労働制が適用されている研究者

ただし、国公立大学法人、公立大学、高等専門学校及び私立大学については、裁量労働制が適用されない研究者についても適用対象として検討し、その取扱いは個別に決定します。

### (3) 従事率設定の考え方

$$\text{NEDO 事業従事率} = \frac{\text{当該 NEDO 事業従事時間}}{\text{みなし労働時間}}$$

・事業従事率は、原則90%～10%までの10%刻みの9段階とします。

### (4) 労務費額の算出

$$\text{【労務費単価一覧表における月額】} \times \text{NEDO 事業従事率}$$

### (5) 手続・流れ

- ・本制度は新たに契約を行う委託事業から適用されるものです。
- ・適用を希望する事業者は、適用事業者としての登録をしていただきます。  
(適用者は「コンプライアンス（法令遵守等）体制を構築していること」など適切なルールを定めている場合に限りです。)
- ・実施計画書提出時に従事率の申告をしていただき、従事率を取決めます。(従事率の設定は年度毎です。)
- ・事業期間中は、従事月報(\*)にて従事内容を確認します。
- (\*) 従事月報は研究者及び業務管理者の自筆署名を必要とし、署名は検査時に確認します。  
(なお、ポータル適用者の場合は、認証を受けてログインした研究者及び業務管理者からの申告となるため不要です。)
- ・従事率の変更が必要となる場合は、変更手続き(届出)を行って下さい。
- ・委託期間年度内における研究員区分間の移動は、原則、不可とします。
- ・必要に応じ、当該従事率が適正かどうかの確認ため研究ノート等を確認させていただ

く場合があります。（経済産業省作成の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」参照、：  
 HP [http://www.meti.go.jp/press/20071226002/02\\_husei\\_honbun.pdf](http://www.meti.go.jp/press/20071226002/02_husei_honbun.pdf)）

(6) 様式等

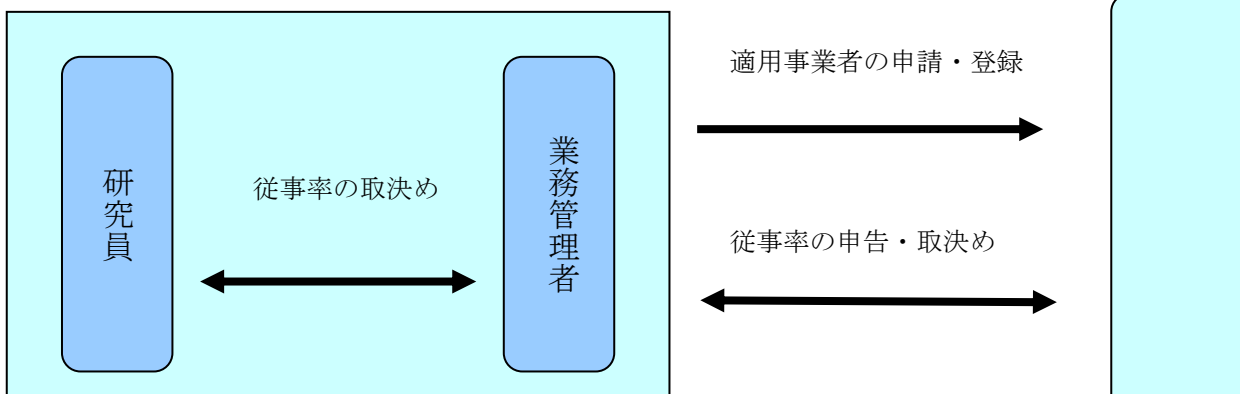
本制度における確認書類は以下のとおりです。

- ・ 率専従証明書（従事率の取決め）（別紙1）
- ・ 従事月報（従事内容確認）（別紙2）

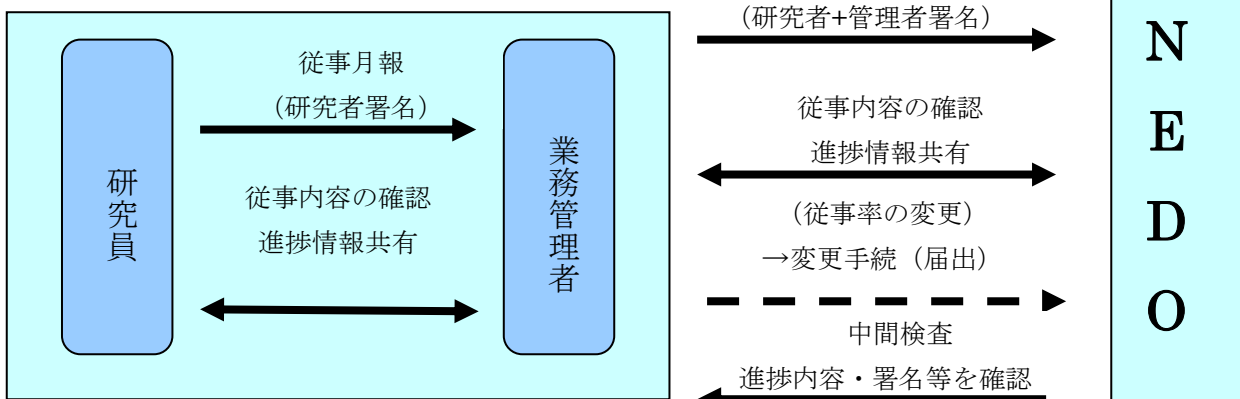
**【参考】裁量労働制**

労働基準法施行規則に定められた特定業務を行う労働者（研究者等）について、その業務に必要な1日あたりの労働時間（みなし労働時間）を定め、当該業務の遂行方法と出退勤時間を含む勤務時間の配分について、これを労働者の裁量に任せる制度。

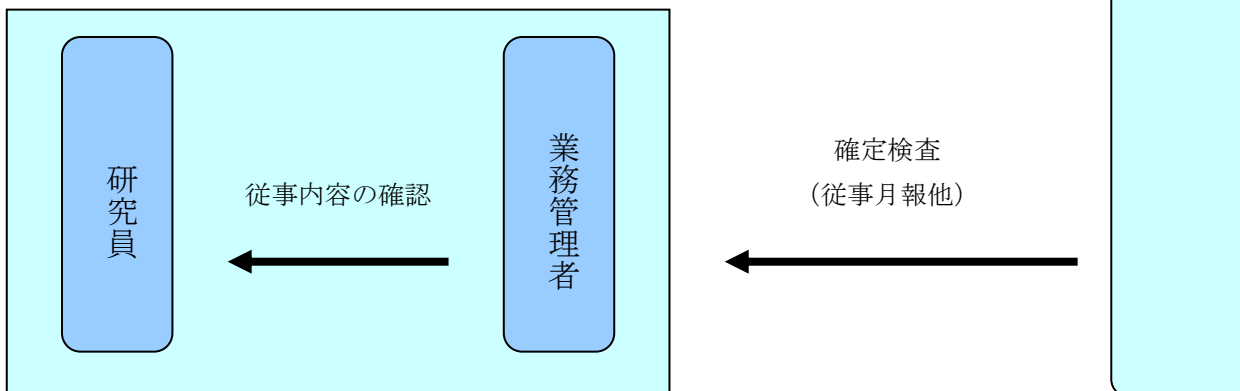
申請・契約時【計画・積算】



事業期間中【遂行・進捗】



事業終了【確定】



## 率 専 従 証 明 書

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

〇〇〇 部長 殿

委託期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

研究員氏名	当該事業従事率 (%)	適用労務費単価(*) (円/月)	当該委託事業以外の業務 (%)	備 考
〇〇 〇〇	40	〇〇	他NEDO業務: 30 自社業務: 10 〇〇業務: 20	

(\*)適用労務費単価は、「労務費単価一覧表(期間・率専従者用)における月給額」にNEDO事業従事率を乗じて算出ください。(10円未満切捨)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、裁量労働制を適用しており(\*)、当該委託事業以外の複数事業の業務に従事しますが、当該委託業務の従事においては上記、申告した率にて従事させることを証明致します。また、本人に当該事業従事率にて従事することとなる旨、書面により通知します。

なお、本証明書にて登録した研究員が当該従事率を著しく下回って従事していたことが判明した場合、当該研究員が委託業務に従事した期間の労務費は一切請求致しません。

(\*)国公立大学法人、公立大学、高等専門学校及び私立大学においては、裁量労働制が適用されていない研究員についても、常勤雇用者であれば、原則、裁量労働制が適用されている研究員と同様の取扱いを行います。

住 所 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号  
 名 称 国立大学法人 〇〇大学  
 証 明 者 人事部長 〇〇 〇〇 印

平成 年 月分 委託業務従事月報

契約管理番号： □□□□□□□□-□

※下記業務以外のNEDO業務従事の有無 有り 無し  
◆率専従者の場合は申告した従事率を記入 %

開発項目： ○○○○○○

期間専従者の場合は空欄

再委託等項目：

委託先等名称：

従事者 所属： ○○○

氏名： ○□ ▲▼◇

印

業務管理者 所属： ○○○

氏名： ▲○ ◆□

印

率専従での従事者は自筆署名  
(ポータル適用者の場合は不要)

率専従での業務管理者は自筆署名  
(ポータル適用者の場合は不要)

テーマ(実施計画書の担当事業内容)

[Empty box for theme]

1. 当月の従事報告(事業の進捗(従事内容)を記載)

① ○○○○についての分析

② ▼▼▼▼についての設計

③ ◇◇◇◇についての調査

2. 翌月の計画

① ○○○○についての分析 ……

② ▼▼▼▼についての設計 ……

③ ◇◇◇◇についての調査 ……

3. その他特記事項 (外来的要因にやむを得ない事情により、一時的に当該業務に従事できなかった場合は①当該業務に従事できなかった理由、及び②その期間(日単位)について記載すること。)

[Empty box for special notes]

注) 事業者としてコンプライアンス(法令遵守)プログラム等を有する場合にはその責任者が、有しない場合には役員等コンプライアンスに関し責任を有する者が、併せて従事内容の確認を行ってください。

率専従者の場合は、氏名欄に、従事者、業務管理者ともに自筆署名を行ってください。

(ポータル適用者の場合は、認証を受けてログインした研究者及び業務管理者からの申告となるため不要です。)



## ■ 「率専従者」の導入について Q & A

問－1. 「率専従制度」が適用可能な事業は何か。

回答：平成20年度の新規委託事業が適用対象となりますので、19年度以前からの継続している委託事業や助成事業等は対象とはなりません。また、当機構と直接契約を締結している事業のみを対象とさせていただきますので、再委託先についても適用できません。20年度の運用実績を踏まえ、適用対象事業を拡大していくことが出来ればと考えています。

問－2. 「率専従制度」を使用したい場合、事前にNEDO検査・業務管理部に登録するとのことだが、どのような手続きをとればよいのか。

回答：実施計画書を提出する前に、NEDOの担当プロジェクト部に率専従者登録したい旨申し出て、必要な関係書類\* を提出して頂くことになります。検査・業務管理部では、プロジェクト担当部を経由して頂いた関係書類について、当該事業者が裁量労働制をどのように導入されているか、適切に管理がなされるかどうか等の確認を行い、制度の適用に係る可否を判断致します。

\* 関係書類：労働基準監督署長へ届出を行った労使協定

コンプライアンス規程

裁量労働制に係る就業規則類

\* 裁量労働制が適用されていない大学等の研究員の場合は、  
雇用契約書などから個別に検討

問－3. 研究員の中には、既に他の事業で従事率の登録を行っている者がいるが、当該研究員がNEDO事業における「率専従者」として並行的に登録するのは問題ないか。

回答：合算した従事率が100%を超過しなければ、他機関の制度を利用されている研究員であっても、NEDO事業へ「率専従者」として登録して頂くことは可能です。

問－4. 当大学では、雇用契約に基づき研究員の労務費単価を個別に算出している。率専従の研究員に対する労務費単価は、必ず健保等級単価を適用するということなのか。

回答：当該研究員が健保等級を持っている場合には、原則としてNEDOの健保等級単価を適用しますが、健保等級を持っていない研究員の方は、雇用契約に基づき研究員の労務費単価を個別に算出します。

問－5. 一契約で複数の登録研究員がいる場合において、期間専従の研究員と率専従の研究員が混在してもよいか。

回答： 実施計画書において、どの研究員が「期間専従者」又は「率専従者」なのか明記されていれば問題ありません。なお、同一の研究員が当該年度内に上述の研究者区分を変更することは出来ません。

問－6. 裁量労働制で雇用している研究員が、既にNEDO事業に参画し、「日専従者」として登録している場合、新たなNEDO事業にその研究員を「率専従者」として登録できるか。

回答： 既に「日専従者」として登録している研究員は、複数のNEDO事業において研究区分は重複できませんので、「日専従者」としての登録になります。

問－7. 「率専従者」として一度登録すると、変更できないのか。

回答： 当年度中において、研究区分の変更は原則できません。  
但し、年度毎に実施計画書に明記して頂ければ変更が可能です。

問－8. 「率専従者」の専従率を変更することはできるのか。

回答： 当該専従率が著しく変動する(上回った、又は下回った)事が明らかになった場合は、従事率の変更手続きを行うことで当該率の変更が可能です。

問－9. 「率専従制度」の事業者として一度登録すると、その後は登録する必要が無いと思っ  
て良いのか。

回答： 事業者(大学)として「率専従制度」の登録を受けましたが、裁量労働制に関する協定書は事業所毎に労働基準監督署に届出が必要です。

1. 登録された事業所と同じ場合は、「率専従証明書」を提出してください。
2. 事業所が異なることにより管轄する労働基準監督署が異なる場合は、当該労使協定と「率専従証明書」を提出してください。

M e m o

## 再委託契約等の締結及び検査実施に際しての留意点について

○研究体制において、再委託先及び共同実施先（以下「再委託先等」と言います。）を有する委託先の方々は、業務委託契約約款等において、「委託先は委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、NEDOに対し全ての責任を負うものとする。」と規定していることをご理解頂き、以下の点について留意して下さい。

### 1. 再委託先等との契約において

再委託先等との契約締結においては次のように行って下さい。

→平成20年度委託業務事務処理マニュアルP.130～134 参照

#### ①再委託先等が民間企業の場合

NEDOと委託先との間で締結した契約を遵守するために必要な事項及びNEDOが指示する事項について、再委託先等と契約して下さい。

→業務委託契約約款の準用及び実施計画書等との整合を求められます。

#### ②再委託先等が「国立機関等」の場合

国立機関等の受託研究に関する規則等により再委託先等と契約して下さい。

→国立機関等が国公立大学法人及び独立行政法人の場合は、NEDOと当該法人で取り決めた「受託契約書」により、契約を締結して頂きます。

※国立機関等：国公立研究機関、独立行政法人、国公立大学法人又はこれに準ずる機関

※受託契約書：NEDOホームページには掲載しておりませんので、内容についてはNEDO事業担当部まで問い合わせ下さい。

### 2. 再委託先等に対して行う検査において

再委託先等の検査については、NEDOが委託先の方々に行う検査と同等の内容の検査を実施して頂く必要がありますので、次の点に留意して下さい。（なお、検査費用については委託費に直接計上する事はできません。）

①検査にあたっては、再委託先等の研究実施場所に赴き、研究開発装置等の現物を極力確認するようにして下さい。（委託先の事務所等で検査を行うことも可能ですが、その際の再委託先等の旅費等についても委託費等に直接計上する事はできません。）

②検査員は原則2名以上とするとともに、再委託先等側には当該業務内容等を十分説明可能な方に対応してもらうことで、効率的かつ効果的に行うようにして下さい。

③NEDOの検査において、委託先の方々から再委託先等の状況について説明を行って頂きますので、その点も踏まえて再委託先等の検査を行うようにして下さい。

④また、検査員の方は、NEDOが実施する「NEDO事業における再委託先等への検査研修」に少なくとも1度は参加して頂き、検査に対する理解を深めて下さい。